

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の新設について

1 規則の新設理由

県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、岡山大学又は山口大学（以下「貸付対象大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠（以下「臨時養成枠」という。）により入学した者に限る。以下同じ。）で、知事が指定する県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「県内の病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付ける臨時特例医師確保対策奨学金制度を創設する。

2 規則の概要

臨時特例医師確保対策奨学金制度について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 目的	この規則は、貸付対象大学において医学を専攻する者で、県内の病院等において医師の業務に従事しようとするものに対し、奨学金を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。
(2) 奨学金の借受者の資格	<p>奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。</p> <p>ア 高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者</p> <p>イ 貸付対象大学の医学を履修する課程に臨時養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。</p> <p>ウ 県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。</p> <p>エ 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。</p>
(3) 奨学金の額等	<p>ア 奨学金の額 月額15万円</p> <p>イ 貸付期間 貸付対象大学に入学した日の属する月から貸付対象大学を卒業する日の属する月まで</p> <p>ウ 奨学金の貸付限度額 奨学金の月額の72月分</p> <p>エ 貸付方法 原則として、毎年度、前期及び後期の2回（それぞれ6月分をまとめて貸付け）</p> <p>オ 貸付利率 無利子</p> <p>カ 連帯保証人及び保証人 各1人</p>
(4) 貸付申請	奨学金の貸付けを受けようとする者は、申請書に誓約書等を添えて、知事に申請しなければならない。
(5) 貸付けの決定及び通知	知事は、貸付対象大学の医学を履修する課程に入学した者から(4)の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知する。
(6) 貸付けの終了	知事は、貸付期間が終了したとき、又は奨学金の貸付額の総額が奨学金の月額の72月分に達したときは、奨学金の貸付けを終了し、奨学生に対してその旨を通知する。
(7) 貸付けの打ち切り及び休止	<p>ア 知事は、奨学生の退学等奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったときは、奨学金の貸付けを打ち切る。</p> <p>イ 知事は、奨学生の休学期間又は停学期間については、奨学金の貸付けを休止する。</p> <p>ウ ア又はイの場合、知事は、奨学生並びに連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知する。</p>
(8) 借用証書の提出	奨学生は、貸付けが終了したとき、又は貸付けを打ち切られたときは、直ちに借

	用証書を知事に提出しなければならない。
(9) 貸付金の返還	奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等においては、1月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。
(10) 返還の免除	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。
(11) 返還の債務の履行猶予	知事は、奨学生が奨学金の打切り後も引き続き大学に在学しているとき等理由があると認めるときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。
(12) 施行期日	この規則は、平成22年4月1日から施行する。

参考

臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例）

免 除 の 条 件	免除の範囲
(1) 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。	債務の全部
(2) (1)の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
(3) (2)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部